

春日部市開発事業に伴う道路後退基準の事前協議等に関する要綱

(目的)

第1条 この要綱は、事業者が春日部市開発事業の手續及び基準に関する条例（平成24年条例第37号。以下「条例」という。）に基づく開発事業の手續をする前に、道路後退基準の適用の有無を確認するため、あらかじめ市と協議（以下「事前協議」という。）をすることについて必要な事項を定めることにより、開発事業の手續を迅速に行うこと等を目的とする。

(定義)

第2条 次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 開発事業 条例第2条第1項第4号に規定する開発事業をいう。
- (2) 事業者 条例第2条第1項第8号に規定する事業者をいう。
- (3) 道路後退基準 条例第42条に規定する基準をいう。
- (4) 一般開発事業協議申請 条例第27条第1項に規定する申請をいう。
- (5) 小規模開発事業申請 条例第36条に規定する申請をいう。
- (6) 道路後退用地 条例第42条の規定により後退した部分の土地をいう。
- (7) 開発区域 条例第2条第1項第6号に規定する開発区域をいう。
- (8) 生活道路 市道路線として認定され、かつ、原則として原道（公図上の赤道をいう。以下同じ。）幅員が1.8メートル以上で、公図上の水路及び堤とうの敷地を除き6.0メートルに満たない道路その他市長が必要と認める道路をいう。

(事前協議の申込み)

第3条 一般開発事業協議申請又は小規模開発事業申請をしようとする事業者は、当該申請の前に、道路後退基準の適用の有無を確認するため、事前協議をすることができる。

2 事前協議は、次に掲げる事項について行うものとする。

- (1) 道路後退用地の位置に関する事項
- (2) 道路後退用地の権原に関する事項
- (3) 道路後退用地の形態等に関する事項
- (4) その他市長が必要と認める事項

3 事前協議を行おうとする事業者（次条において「申込者」という。）は、道路後退事前協議申込書（様式第1号）に次に掲げる図書を添付し、市長に提出しなければならない。

- (1) 案内図（2通）
- (2) 公図の写し（2通）

- (3) 土地の登記事項証明書の写し（2通）
- (4) 配置図又は敷地図（2通）
- (5) 委任状（代理人により申込みをする場合に限り。）（1通）
- (6) その他市長が必要と認めた図書

（事前協議の回答）

第4条 市長は、前条の申込書が提出されたときは、その内容を調査し、道路後退事前協議回答書（様式第2号）により、申込者に対し、回答をするものとする。

2 市長は、事業者（前項の回答を受けた事業者は除く。）が一般開発事業協議申請又は小規模開発事業申請をしたときは、前条第3項に規定する申込をしたものとみなし、当該申込みに係る道路後退基準について、道路後退事前協議回答書により通知するものとする。

（事前調査の申込み）

第5条 将来開発事業を行おうとする者は、当該開発事業に係る開発区域に接する生活道路の道路後退基準の適用の有無を確認するため、あらかじめ市に調査（以下「事前調査」という。）の申込みをすることができる。

2 事前調査の申込みを行おうとする者（次条において「申込者」という。）は、道路後退事前調査申込書（様式第3号）に次の各号に掲げる図書を当該各号に定める通数添付し、市長に提出しなければならない。

- (1) 案内図 2通（電子申請・届出サービス申請窓口による申込みの場合は1通）
- (2) 公図の写し 2通（電子申請・届出サービス申請窓口による申込みの場合は1通）
- (3) 委任状（代理人により申込みをする場合に限り。） 1通
- (4) その他市長が必要と認めた図書 1通

（事前調査の回答）

第6条 市長は、前条の申込書が提出されたときは、その内容を調査し、道路後退事前調査回答書（様式第4号）により、申込者に対し、回答するものとする。

（その他）

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成25年10月1日から施行する。

附 則（令和4年5月20日要綱第87号）

（施行期日）

1 この要綱は、市長決裁のあった日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の際別表第1及び別表第2の左欄に掲げる要綱による改正前の様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

様式第1号（第3条関係）

道路後退事前協議申込書

年 月 日

春日部市長 あて

住 所
事 業 者 氏 名
電 話 番 号

春日部市開発事業に伴う道路後退の基準事前協議等に関する要綱第3条の規定により、次のとおり事前協議を申し込みます。

1 申込内容

土地所有者住所氏名		電話番号	
代理人住所氏名		電話番号	
開発事業の位置	春日部市		
予定建築物等	用途	自己用 ・ 非自己用	開発区域 面積 m ²
開発事業の目的	1. 春日部市開発事業の手続及び基準に関する条例に基づく申込 2. 農地法（昭和27年法律第229号）第4条、第5条の規定による届出及び許可		

2 添付図書

- (1)案内図 2通 (4)配置図又は敷地図 2通
(2)公図の写し 2通 (5)委任状（代理人による申込みの場合） 1通
(3)土地の登記事項証明書の写し 2通 (6)その他市長が必要と認めた図書（ ）

※配置図には、既存建物及び除却建物も記入してください。

※開発事業の目的については、該当する番号に「○」を付けてください。

※「自己用」とは、事業者が自らの生活の本拠として使用するもの又は自らの業務に係る経済活動を行うために自らが継続して使用するものをいう。

※「非自己用」とは、自己用以外（宅地分譲、建売住宅、貸家住宅、共同住宅、寮、貸倉庫、貸事務所、貸店舗、貸駐車場、貸資材置場等）をいう。

様式第2号（第4条関係）

道路後退事前協議回答書

年 月 日

事業者

様

春日部市長

あなたが、年 月 日付けで申込みされた事前協議について、下記のとおり回答いたします。

1 申込内容

事業者住所氏名		電話番号	
土地所有者住所氏名		電話番号	
代理人住所氏名		電話番号	
開発事業の位置	春日部市		
予定建築物等	用途	自己用 ・ 非自己用	開発区域 面積 m ²

2 助成金等

1	道路後退用地補償料	有・無	
2	移転補償料	有・無	
3	分筆手数料助成金	有・無	

3 道路の後退基準

- 1
- 2
- 3
- 4

※ 回答日より1年を経過したものは改めて調査願います。

様式第3号（第5条関係）

道路後退事前調査申込書

年 月 日

春日部市長 あて

住 所
申 込 者 氏 名
電 話 番 号

春日部市開発事業に伴う道路後退の基準事前協議等に関する要綱第5条の規定により、次のとおり事前調査を申し込みます。

1 申込内容

土地所有者住所氏名		電話番号	
代理人住所氏名		電話番号	
調 査 地	春日部市		

2 添付書類

- (1) 案内図
- (2) 公図の写し
- (3) 委任状（代理人による申込みの場合）
- (4) その他市長が必要と認めた図書（)

様式第4号（第6条関係）

道路後退事前調査回答書

年 月 日

申込者 様

春日部市長

あなたが、 年 月 日付けで申込みされた事前調査について、次のとおり回答します。

1 申込内容

土地所有者住所氏名		電話番号	
代理人住所氏名		電話番号	
調査地	春日部市		

2 道路の後退基準

- 1
- 2
- 3
- 4

※ 回答日より1年を経過したものは改めて調査願います。